第三条の十六の二の二中「第三条の六の二第一号から第四号まで及び第三条の十八第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の各号を加える。

一　警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　加工施設中人が常時立ち入る場所、加工施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査

五　加工施設における火災及び爆発を防止する能力その他の性能の確認検査

第三条の十六の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第九条に規定する加工施設の性能が法第十六条の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第三条の十八を削る。

第四条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「法第十八条第一項の合併」の下に「又は分割」を、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により加工の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第三号中「行なつて」を「行つて」に改め、同項第五号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「法人の合併の日に」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継する法人の分割の日」を加え、同号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第四条第二項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に規定する法人が法第十五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第四条第三項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通」に改める。

第五条中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通」に改める。

第七条第一項の表第一号イからハまで、同表第二号へからチまで並びに同表第三号イ及びハの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第三号ニ中「つど」を「都度」に改め、同号ニを同号ホとし、同号にニとして次のように加える。

ニ　警報装置から発せられた警報の内容	その都度	一年間

第七条第一項の表第四号イ中「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合」を「廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合」に改め、同表第四号ロ、同表第五号イからニまで、同表第七号イからハまで及び同表第八号の規定中「つど」を「都度」に改め、同表第九号イを削り、同号ロ中「第七条の八の二第二項第一号」を「第七条の八の二第一項第一号」に、「つど」を「都度」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「第七条の八の二第二項第二号」を「第七条の八の二第一項第二号」に、「つど」を「都度」に改め、同号ハを同号ロとし、同表第十二号イ(1)から(6)まで、同号ロ(1)から(5)まで及び同号ハの規定中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十一号中「つど」を「都度」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十号ロ、ハ及びホからリまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一　法第二十二条の七の二第一項に規定する加工施設の安全性の向上のための評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間

第七条第七項中「並びに第十一号」を「、第十一号並びに第十二号」に改める。

第七条の二の二中「の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たつては、」を「の規定により、加工事業者は、保安規定に基づき」に改め、「保安活動」の下に「（第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。）」を加える。

第七条の四の二第一項第一号中「第三条の十八に定める」を「法第十六条の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第七条の四の三の次に次の二条を加える。

（重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の四　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の五　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項を定め、これを要員に守らせること。